

碧南市民病院改修事業 設計業務委託
特記仕様書

1. 委託名称 碧南市民病院改修事業 設計業務委託
2. 委託場所 碧南市平和町地内
3. 委託期間 契約日より平成31年9月30日
4. 契約及び
支払条件 碧南市契約規則による

5. 設計業務の方針

設計業務受託者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 設計は、改修基本構想に基づき計画を進めるとともに、劣化度調査を実施し、施設の長寿命化を図る改修計画も合わせて実施するものとする。また、改修計画は工事施工時において施設運営に与える影響をできるだけ少なくするよう計画を行うとともに、施設の改修に関する建設スケジュール（工事工区分けを含む。）、施工方法（工法などを含む。）、仮設計画（利用者に対する安全対策を含む。）など安全対策に係る計画の内容を含むものとし、上記内容に係る改修計画並びに施設利用者、管理者の動線計画、安全対策計画等を基本設計書としてまとめ、提出すること。
- (2) 室内環境の化学物質の発散、アスベスト含有建材など安全衛生に留意した計画とすること。
- (3) この改修計画は、建設から30年を経過したことによる「施設の老朽化」、「設備の陳腐化」、「医療制度への対応」を目的としたものであり、改修計画はリニューアル感のある内装計画とすること。
- (4) イニシャルコストに配慮するとともに、劣化度調査の結果を踏まえ、長期的な施設使用（将来における改修・修繕の想定を含む）を考慮した改修設計を行うこと。
- (5) 設計は、改修基本構想をもとに病院施設の機能向上、居住・室内環境の向上、施設の長寿命化など事業目的を遂行できるよう、また施設運営に支障のないよう設計するとともに、施設利用者の安全を十分留意した設計とすること。
- (6) 業務に関しては管理技術者を定め、建築、電気、設備に関し総括を行うこと。
- (7) プロポーザル提案書に記載された管理技術者は、特別な事由を除き変更することはできない。
- (8) その他各主任技術者において、特別な事由により変更を行う場合は、同等以上と認められる能力を有している者であると確認できる資料を提出し、了承された場合はこの限りではない。

- (9) 本業務委託内容についての各種審査及び検査等に対しては、委託期間に関わらず、誠意をもって対応すること。確認審査に伴う内容変更が生じた場合は提出済成果品についても修正を行うこと。
- (10) この契約において作成されたすべての図面の著作権は、碧南市へ帰属するものとする。
- (11) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに担当者と協議し、その指示に従わなければならない。

6 設計業務の内容

ア 改修案作成業務内容

- (1) 改修案の作成にあたっては、発注者からの詳細要望をよく踏まえ、施設改修計画案を作成し提出すること。また、レイアウト変更に伴い既設コンクリート壁の撤去や新設壁を設ける場合は、構造計算等により安全性を確認するとともに、設備計画（照明、火報、放送、空調、換気等）について検討を行い、設計を行うこと。
- (2) 改修案作成業務において検討する内容は、下記「7. 作成予定図書の内容 ア」による。
- (3) 設計者は計画案を進めるにあたり想定されるさまざまな事項について、現地条件及び劣化度調査を踏まえ対策を検討する。
- (4) 改修を行う区域部分について、施設改修計画案を複数作成し提案するとともに、施設管理者と協議し、改修案を決定する。また、施設改修計画案について複数の透視図（内観イメージ図）を作成し、仕上げ材、色彩等について比較検討できる資料を作成すること。
なお、透視図の作成には、角度、仕様及び色彩等複数案の提示を行い、監督員及び関係部局と調整し、最終決定したものを成果品として納めること。
- (5) 設計における一般業務については、別紙2による。
- (6) 劣化度調査は追加業務とし、受託者は別紙3の劣化度調査業務内容を参考に、劣化度調査計画書を作成し、発注者の承認をえること。
- (7) 現地調査により、新たな追加業務が必要な場合は協議するものとする。
- (8) その他疑義が生じた場合は協議による。

イ 実施設計の業務内容

- (1) 実施設計において行う内容は、下記「7. 作成予定図書の内容 イ」による。
- (2) 実施設計にあたり、現地状況を良く確認するとともに、地下埋設や地下水等不確定要素に対する内容についても良く理解し設計を進めること。
- (3) 電気、機械設備計画においては、施設の長寿命化に対する検討を踏まえ、検討すること。
- (4) 実施設計における一般業務については、別紙2による。
- (5) 設計書における積算数量については、契約図書の一部として扱っており、齟齬などは工事予定価格に影響を与えることから、図面及び仕様との整合、精査に努めること。
- (6) 仮設計画においても現場施工条件を踏まえ、積算の対象とする。
- (7) その他疑義が生じた場合は協議による。

ウ 追加業務に関する業務内容

- (1) 設計業務を遂行するにあたり、施設の長寿命化を図るために建築及び設備配管等の劣化調査は追加業務とする。
- (2) 追加業務の内容については、設計特記仕様書別紙3を参考に、受託者が劣化度調査計画書を提案とする。
- (3) 劣化度調査業務は、契約変更の対象として取扱う。
- (4) 変更契約の増額の上限は、契約額の1割程度までとする。

7. 作成予定図書の内容

ア 改修案作成業務における作成図書は下記による。

- (1) 設計概要 改修内容及び目的、施設利用構想等
- (2) 各階改修計画図 改修計画図、透視図（内観イメージ図）等
- (3) 仮設計画図 建設スケジュール、仮設計画等
- (4) 動線計画図 工区（段階）に関する利用形態、利用計画提案等
- (5) 法令・構造チェック 各階法令適合化に関する検討
- (6) 建物・設備配管等の劣化度調査及び報告書
- (7) 概算工事費

イ 実施設計における作成図書は下記による。

- (1) 建築工事図書
 - a 意匠図
特記仕様書・面積表及び求積図・仕上げ表・案内図・配置図・平面図・立面図
断面図（必要断面）・矩計図・平面詳細図・展開図・部分詳細図・建具表
建具リスト・各伏図 等
 - b 構造図
各伏図・軸組図・各部断面図・各部詳細図・特記仕様書・各リスト
 - c その他必要図面
 - d 構造計算書及び各種容量計算書
 - e 設計書（工事内訳明細書及び根拠資料）
- (2) 電気設備工事図書
 - a 特記仕様書・配置図・受変電設備図・非常電源設備図・幹線系統図・コンセント
設備平面図（各階）・動力設備平面図（各階）・弱電設備系統図及び平面図（各階）
通信、情報設備系統図及び平面図（各階）・火災報知等設備系統図及び平面図（各階）
屋外設備系統図及び平面図（太陽光発電装置、外構部分を含む）等
 - b その他必要図面
 - c 各種容量計算書
 - d 設計書（工事内訳明細書及び根拠資料）

(3) 給排水衛生設備工事図書

- a 特記仕様書・配置図・排水処理設備図給排水衛生設備配管系統図及び平面図（各階）
消火設備配管系統図及び平面図・屋外設備図（外構部分を含む）・部分詳細図
その他設置設備設計図 等
- b その他必要図面
- c 各種容量計算書
- d 設計書（工事内訳明細書及び根拠資料）

(4) 空調設備工事図書

- a 特記仕様書・配置図・空調設備系統図及び平面図（各階）・その他設置設備設計図
換気設備系統図及び平面図（各階）・部分詳細図・屋外設備図（外構部分を含む）等
- b その他必要図面
- c 各種容量計算書
- d 設計書（工事内訳明細書及び根拠資料）

(5) 外構整備工事図書

- a 特記仕様書・配置図・計画平面図・排水平面図・構造部詳細図・造成計画断面図 等
- b その他必要な図面
- c 諸構造物詳細図書及び構造計算書及び各種容量計算書
- d 設計書（工事内訳明細書及び根拠資料）

8. 設計業務に含まれる内容

(1) その他必要な図書

ア 内観図（改修案作成業務時作成）

※発注者との協議を行うため、複数のイメージ図を作成し、決定した改修案を成果品として提出する。

イ 劣化度調査（追加変更業務）

(2) 確認申請等業務

ア 法令チェック図（基準法、消防法関連）

※本業務は、確認申請提出不要内容を前提としており、改修計画案の法令適合確認業務とする。

(3) 建築積算業務

ア 概算工事費算出業務（改修案作成業務）

イ 工事設計書作成業務（実施設計）

ウ 積算資料作成業務

- (a) 検討表（使用資材選定に関する検討書等）

9. 成果品

(1) 改修案作成業務提出図書

ア 基本設計図書		
設計図	製本：A-3版 二つ折り	5部
イ その他必要な図書		一式
ウ 劣化度調査報告書		3部
エ 記録メディア		一式

(2) 実施設計業務提出図書

ア 実施設計図書		
設計図	製本：A-3版 二つ折り	10部
イ 積算数量調書		一式
ウ 徴収した見積書		一式
	(項目別見積比較表作成を含む)	一式
エ 構造計算書	ファイル綴じ	3部
	(必要な場合のみ)	
オ 検討書(工法等の選定根拠)		一式
	(各工種における工法選定、設備機器選定など比較表作成を含む)	
カ 官公庁申請・書類		一式
	(※必要な場合のみ)	
キ その他必要な図書		一式
ク 打合記録簿		一式
ケ 記録メディア		一式

10. その他

(1) 設計図面は、すべてCAD作図とし、JW-CADにて作動すること。

(2) 記録メディア

ア 「8 提出完成図書」における図書をデータ化し、記録メディアとして提出する。

イ 提出する記録メディアはCD-R700MBとする。

(ただし、監督員の了承を得て、提出メディアは変更することができる。)

(3) 設計書作成に関しては、当市指定の様式を提供する。

(4) 既施設部分に関しては、碧南市所有のCADデータを提供する。

(5) 打合せは必要により随時行うものとする。

11. 委託建物概要

- (1) 用途 病院
第10号 第2類 医療施設(総合病院等)
- (2) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階 PH階
耐火建築物
- (3) 改修建物概要

- ア 住所 : 碧南市平和町3丁目6
イ 敷地面積 : 35,120.83㎡
ウ 建築面積 : 建築面積 11,879.09㎡、延床面積 27,322.33㎡
改修面積 7,545.72㎡ (高層棟2~5階)
エ 用途地域等 : (用途地域) 市街化調整区域、指定なし
建蔽率60%、容積率200%
(防火指定) なし、22条区域
(その他) 日影規制 (5m : 10m = 4h : 2.5h)

(4) 改修計画案

計画方針は「別添1」による

(5) 工事期間等

改修工事期間 (予定) 平成31年~33年度

(6) その他

- ア 周辺道路 北・東側 市道2264 平和8号線 (幅員 3.8m)
西側 市道92149 平和町線 (幅員 5.5m)
南側 市道2252 市民病院線 (幅員 17.0m)

(7) 概算改修予定額

上限 1,200,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※上記金額には、建設事業費 (建築・電気・機械設備・外構) に係わる改修費及び医療機器取替費 (ICU, CCU, 陰圧室など) を含むものとする。

1. 改修計画方針案

(1) 医師・看護部

病棟	改修案	病床案
2階東	1. 212号室～ICUの間の壁を撤去し、6床のICUとする。 2. 210号室以東を東病棟とする。 3. 226号室を個室2部屋とする。 4. 個室にはすべてトイレを設置する。 5. 236号室を仮眠室と器材庫の2部屋とする。 6. 面談室とダイニングルームの間の壁を撤去し、面談室とダイニングルームの一部を休憩室とする。 7. トイレとナースコーナーの間の壁を撤去し、ナースコーナーの一部を多目的室とする。 8. ナースコーナーの一部を多目的とする。 9. ナースステーションの改修 (1) 周囲をガラス張りにし、カウンターを設置する。 (2) IC室を設ける。 (3) カンファレンスルームを設ける。 (4) 薬品保管庫を設ける。	・ ICU 6床 ・ 個室 8床 32床 ・ 特室 2床 ・ 4人床 24床 合計 40床
2階西	1. 216号室を個室2部屋とし、トイレを設置する。 2. ナースコーナーを拡張する。(ランドリールームのスペースを使用。) 3. 共有トイレの改修を行う。	・ 個室 6床 ・ 4人床 8室 32床 合計 38床
3階	1. 321・322号室以外の個室にはすべてトイレを設置する。 2. 316・317号室のトイレを撤去する。 3. 食堂兼プレイルームを器材庫とプレイルームの2部屋とする。 4. 学習室をIC室と仮眠室の2部屋とする。 5. ダイニングルームの一部をカンファレンスルームとする。 6. ダイニングルームとデイルームの間の壁を	東 ・ NICU 3床 ・ 個室 10床 ・ 4人床 5室 20床 合計 33床 西 ・ 個室 15床 ・ 4人床 2室 8床 合計 23床

	撤去し、ダイニングルームとして使用する。	
4階東	<ol style="list-style-type: none"> 1. 410号室～CCUの間の壁を撤去し、7床のCCUとする。 2. 408号室以東を東病棟とする。 3. 426号室を個室2部屋とし、トイレを設置する。 4. 433号室を仮眠室と器材庫の2部屋とする。 5. 460号室を器材庫と防災倉庫の2部屋とする。 6. ダイニングルームの一部を休憩室とする。 7. ダイニングルームとデイルームの間を撤去し、ダイニングルームとして使用する。 8. トイレとナースコーナーの間の壁を撤去し、ナースコーナーの一部を共用トイレの拡張スペースとする。 9. ナースステーションの改修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲をガラス張りにし、カウンターを設置する。 (2) IC室を設ける。 (3) カンファレンスルームを設ける。 (4) 薬品保管庫を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CCU 7床 ・個室 8床 ・4人床 6室 24床 合計 39床
4階西	<ol style="list-style-type: none"> 1. 406・407・416号室を個室2部屋とし、トイレを設置する。 2. 407号室の東側の個室を陰圧室とする。(ランドリールームのスペースを使用。) 3. ナースコーナーを拡張する。(ランドリールームのスペースを使用。) 4. 共有トイレの改修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個室 6床 ・特室 1床 ・4人床 7室 28床 合計 35床
5階東	<ol style="list-style-type: none"> 1. HCUを4人床(準CCU)とする。 2. 508号室以東を東病棟とする。 3. 526号室を個室2部屋とする。 4. 511・512号室のトイレを撤去する。 5. 521～525号室と新個室にトイレを設置する。 6. 536号室を仮眠室と器材庫の2部屋とする。 7. 耳鼻科処置室とダイニングルームの間の壁を撤去し、耳鼻科処置室とダイニングルー 	<ul style="list-style-type: none"> ・準CCU 4床 ・個室 11床 ・特室 2床 ・4人床 6室 24床 合計 41床

	<p>ムの一部を休憩室とする。</p> <p>8. ダイニングルームとデイルームの間の壁を撤去し、リハビリスペースとして使用する。</p> <p>9. トイレとナースコーナーの間の壁を撤去し、ナースコーナーの一部を共用トイレの拡張スペースとする。</p> <p>10. ナースコーナーの一部を多目的室とする。</p> <p>11. ナースステーションの改修</p> <p>(1) 周囲をガラス張りにし、カウンターを設置する。</p> <p>(2) IC室を設ける。</p> <p>(3) カンファレンスルームを設ける。</p> <p>(4) 薬品保管庫を設ける。</p>	
5階西	<p>1. 507号室をダイニングルームとする。</p> <p>2. ナースコーナーを拡張する。(ランドリールームのスペースを使用。)</p> <p>3. 共用トイレの改修を行う</p>	<p>・ 4人床 10室 40床</p> <p>合計 40床</p>
全体		320床 → 289床

(2) 共用部

改修内容		方針
トイレ改修等	<p>1. 共用トイレの改修</p> <p>2. 個室へのトイレ設置</p> <p>3. 給排水配管の更新</p> <p>4. 衛生器具の更新</p>	<p>1. 洋式化、スペースの確保</p> <p>2. 居住改善</p> <p>3. 老朽化配管の調査、更新</p> <p>4. 老朽化機器の更新</p>
個室の増設	<p>1. 4床病室から個室(2床)へ改修</p>	<p>1. -</p>
内装(壁・床・扉)の修繕、改修)	<p>1. 壁仕上げ改修</p> <p>2. 床仕上げ改修</p> <p>3. 扉、扉枠の塗装改修、修繕</p>	<p>1. 劣化改善(下地共)</p> <p>2. 劣化改善(下地共)</p> <p>3. 劣化改善(塗装等改善)</p>
病室内設備の整備	<p>1. パネルユニットの改修</p> <p>2. 洗面台の改修、設置</p> <p>3. 浴室の改修</p>	<p>1. 老朽化機器の更新</p> <p>2. 老朽化機器の更新</p> <p>3. シャワーユニットへの設備更新</p>
設備の充実	<p>1. 照明のLED化</p>	<p>1. -</p>
案内表示の変更	<p>1. 案内表示の変更</p> <p>2. サインの変更</p>	<p>1. 個別サイン</p> <p>2. 施設全体サイン</p>

1. 改修案作成業務内容

項目		業務内容
①設計条件の整理	i) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に矛盾がある場合又は、整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明又は協議を求める。
②法令上の諸条件の調整及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	改修案作成業務に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	ii) 関係機関との打合せ	医療施設の運用等に必要な事項について、関係機関と事前に打合せを行う。
③上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関の打合せ		改修案作成業務に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
④改修案の方針の策定	i) 総合検討	上記条件に基づき、様々な改修の方針案の検証を通じて、改修案をまとめていく考え方を総合的に検討する。その上で業務体制、業務工程等を立案する。内観図（イメージ図の作成）
	ii) 改修案の方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、改修案の方針を策定し、建築主に対し、説明する。
⑤改修案作成業務設計図書の作成		改修方針に基づき、建築主と協議の上、改修案作成業務図書を作成する。
⑥概算工事費の検討		図書の作成が完了した時点において、当該改修案図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
⑦改修案作成業務内容の建築主への説明等		改修案作成を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、改修案作成業務図書の作成が完成した時点において、改修図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計の設計者の考え方をいう。以下同じ）及び改修設計内容の総合的な説明を行う。

2 実施設計の業務内容

項目	業務内容
①要求等の確認	i) 建築主の要求等の確認 実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ設計条件の修正を行う。
	ii) 設計条件の変更等がある場合の協議 改修案作成業務以降の状況の変化によって、建築主の要求等に变化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
②法令上の諸条件の調整及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査 建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、改修案作成業務の内容に即した詳細な調査を行う。
	ii) 関係機関との打合せ 医療施設の必要な事項について、関係機関と事前に打合せを行う
③実施設計方針の策定	i) 総合検討 改修案作成業務に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	ii) 改修案方針の策定及び建築主への説明 改修案作成業務の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、改修案の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明 総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を確定し、建築主に対し説明する。
④実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成 実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及び、その細部の形状、寸法、仕様、工事材料、整備機械等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	ii) 建築確認申請図書の作成 関係機関との事前の打合せを踏まえ、実施設計に基づき必要な建築確認申請図書を作成する。
⑤概算工事費の検討	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
⑥実施設計内容の建築主への説明等	実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

1. 劣化調査に必要な業務内容 (参考)

調査部位	調査内容	
全体	調査部位及び調査内容の詳細は下記のとおりとし、事前準備として改修履歴及び保守点検等の確認、建物管理者等へのヒアリングを行う。	
建物関連	外観目視・触診による調査	コンクリートの躯体、外壁・サッシ、金属屋根、屋上防水、鉄部・金属部の目視・触診、写真記録。
	内・外壁等打診調査	タイル・金属部の打診ハンマーでの打診
	特殊試験調査	外壁タイル及び吹付けタイル塗膜塗装等の引張り試験 コンクリートの中性化試験及び圧縮試験 (φ100) シーリングの切り取りによる付着力試験 (シーリングの種類別6箇所)
設備関連	給水管・冷水管・排水管・給湯設備配管	非破壊試験とし、管内の腐食状態及び残存肉厚の確認
	その他	改修履歴等から機器の調査を行う。
報告書作成	上記の調査結果を基に各部位毎の今後の耐用年数算出等、劣化診断調査報告書を作成する。	

※調査箇所のサンプルは最低3ピースとする。

※調査に先立ち事前に調査業務計画書及び見積書を発注者に提出し了承の上、作業を実施する。